【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

**第三十三条の十**　法第百七十四条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　有価証券の売付け

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為（法第百七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下同じ。）に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

**第三十三条の十**　法第百七十四条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　有価証券の売付け

二　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（　現実数値が　約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四　法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為（法第百七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下同じ。）に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五　法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（改正前）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

**第三十三条の十**　法第百七十四条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券の売付け

二　有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五　有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為（法第百七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下同じ。）に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

**第三十三条の十**　法第百七十四条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一　有価証券の売付け

二　有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三　有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四　有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五　有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為（法第百七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下同じ。）に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（改正前）

（新設）